

平成 20 年度 環境貢献ビジネスモデル事業 ＜募集要領＞

はじめに

全国森林組合連合会（以下、「本会」という。）は、平成 20 年度林野庁補助事業「山村再生総合対策事業のうち間伐・間伐材利用プロジェクト」のうち「環境貢献ビジネスモデル事業」（以下、「本事業」という。）についての公募を下記の要領で行います。

1 事業の目的

本事業は、「美しい森林づくり」を実現するために全国各地において間伐が強力に推進されている中、間伐の実施により生産される間伐材の利用促進を図るため、上下流域等広域にわたる関係者の連携により、間伐材を利用し、環境への配慮や地域・消費者のニーズに適合した市場性等を有する新たな間伐材製品を製作するなどのビジネスモデルを構築する取組を公募・支援することにより、間伐・間伐材利用の促進を通じて山村地域での産業振興に資することを目的としています。

2 応募対象者

助成金の交付対象となる者は次の（１）～（３）のいずれかに該当する団体等です。

- （１）森林組合
- （２）都道府県森林組合連合会
- （３）林業者等で組織する団体

なお、上記（３）に掲げる林業者等で組織する団体は次のとおりとします。

- ①木材関連業者が組織する公益法人
- ②中小企業団体の組織する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づき設立された協同組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合であつて木材関連業者が主たる構成員となっているもの又は当該事業協同組合が構成員となっている協同組合連合会
- ③都道府県又は市町村と木材関連の企業、団体等との共同の出資により設立された法人（いわゆる第三セクター）
- ④木材関連業者が主たる構成員となって組織する団体で次の要件を具備しているもの
 - ア 事業の実施に必要な執行体制及び責任体制が整備され、または整備されることが明らかであること
 - イ 事業に関する資金計画が適切であり、かつ、その資金計画に伴って事業が実施されることが確実であること
 - ウ 事業を円滑かつ効率的に実施することが可能であること

3 応募の要件

上下流域等広域にわたる関係者の連携により、間伐材を利用し、環境への配慮や、地域・消費者のニーズに基づいた新たな間伐材製品を製作するなどのビジネスモデルを構築する事業で、以下の事項に合致するものを対象とします。

- （１）上下流域を含む広域にわたる関係者（異業種等）と連携した事業であること
- （２）間伐・間伐材利用の促進を通じて環境貢献できる事業であること
- （３）地域や消費者ニーズに適合した市場性等を有する事業であること

- (4) 市場性を反映し、間伐材利用量の拡大につながる事業であること
- (5) マーケット調査・試験導入やモニタリング・環境への貢献指標などの調査は十分な波及効果が期待される内容であること
- (6) 山村地域での産業振興に資する事業であること

4 助成内容及び助成対象経費

(1) 助成内容

- ①環境貢献ビジネスモデル検討会の開催
- ②環境貢献ビジネスに関するマーケット調査
- ③間伐材を利用した試作品の製作
- ④間伐材を利用した試作品の試験導入及びモニタリング調査
- ⑤本取組における環境への貢献指標（CO₂排出量やエネルギー消費量等）などの調査

(2) 助成率等

事業の実施に直接必要な経費のうち助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の1/2以内を助成します（別表）。

なお、申請に当たって、別表中の事業事項の欄の(1)～(5)のうち1つ以上の事業を行うこととします。

また、原則として、申請する経費と申請者の自己負担額の総額が400万円以上（消費税別）となる事業を対象とします。

(3) 助成対象経費の範囲

助成対象経費については、事業の実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします。

なお、応募に当たっては、平成20年度における事業の実施に必要な額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、応募申請書に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額とは一致しません。

また、所要額については消費税別とし、下記に示す対象経費に対応するよう千円単位で計上して下さい。

①技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額です。

また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額です。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれません。）

②賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価です。

賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

なお、賃金には、扶養手当、通勤手当等の諸手当、雇用保険料、健康保険料等は含まれません。

③謝金

「謝金」とは、追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費です。

謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。

④旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる事業実施体が行う資料種種、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費です。

⑤需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる印刷製本費、消耗品費、会議費、材料費、加工費等の経費です。（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれません。）

ア. 印刷製本費

事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費

イ. 消耗品費

事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費

ウ. 会議費

事業を実施するために追加的に必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費。（事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象となりません。）

エ. 材料費

事業を実施するために必要となる間伐材等の調達に必要な経費

オ. 加工費

事業を実施するために必要となる間伐材等の加工に必要な経費

⑥役務費

「役務費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、通信運搬費等です。

ア. 通信運搬費

事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃、運搬費等の支払等に必要な経費

⑦使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車輛等の借り上げや物品等の使用に必要な経費です

⑧委託料

「委託料」とは、本事業の助成目的である事業の一部分（性能試験、性能調査等事業の成果の一部を構成する試験・調査の実施、取り纏め等）を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費で、試作品等の性能試験や性能調査が委託料の対象です。

なお、委託料の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとします。

(4) 助成できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

- ①不動産・木材加工機械の取得等に関する経費
- ②事業の実施に関連のない経費

5 選定審査

(1) 審査方法

本会が設置する環境貢献ビジネスモデル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て選定します。選定委員会及び審査過程は公平を期すため、非公開とします。

なお、本会から申請内容等について問い合わせを行う場合があります。また、選定に当たって、申請者から事業の説明を直接いただく場合があります。

また、地域再生法（平成17年法律第24号）5条に規定する地域再生計画に記載されたプラン、または、頑張る地方応援プログラムに採択されたプランについては、優先的な選定に配慮します。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、申請者に対して本会から文書で通知するとともに、選定された事業概要について一般に公表します。

6 事業実施期間

本事業の実施期間は、助成金の交付が決定された日から平成21年2月28日までとなります。

7 助成の実施に関わる事項

- (1) 本事業に選定された者（以下「採択者」という）に対して本会から助成金交付申請書を送付します。採択者は、助成金交付申請書を作成の上、本会へ提出していただきます。
- (2) 助成金の交付決定を受けた者（以下「事業実施主体」という）は、本事業の実施終了後、平成21年3月13日までに本会へ実績報告書を提出していただきます。
- (3) 事業実施主体は、本事業の終了後5年間、関係帳簿・会計書類の伝票等について保存していただきます。

8 応募に必要な書類

- (1) 所定の応募申請書を提出して下さい。

応募申請書様式はホームページサイトから入手できます。また、お問い合わせに応じて事務局が郵送いたします。

- (2) (1)の応募申請書以外に、定款・規約など団体の組織概況（役職員の執行体制、事業活動の概要、財務状況等）に関する資料及び申請する事業内容を説明するために必要となる資料（図面やイメージ図、イラスト等）（任意）を提出して下さい。
- (3) 原則としてワープロで作成して下さい。
- (4) 申請をする製品が特許や実用新案等への申請を行っている場合は、その旨応募申請書に記載して下さい。
- (5) 提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は返却いたしません。

9 募集期間

申請の受付は平成 20 年 4 月 24 日（木）～平成 20 年 5 月 23 日（金）必着

10 個人情報の取り扱いについて

個人情報の利用目的は、本事業に係わる事務（連絡調整・資料送付・成果の普及等）に限定いたします。

また、ご提供いただいた個人情報は、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の利用目的以外で利用することは一切ありません。

11 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書の提出先および事業内容や募集要領についてのお問い合わせは、下記にお願いします。
なお、応募申請書は持参または郵送、運送することとします。

12 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任をもたなければなりません。特に、交付申請書（採択決定後、助成金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

(2) 助成金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に執行する必要があります。

事業実施主体は、助成事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発明者に帰属します。

(4) 調査等への協力

事業実施期間中に本会職員等による現地調査を行うことがあるほか、事業の実施状況について報告していただくことがあります。また、間伐材製品の普及のため、事例集の作成、視察の受入等の協力依頼をすることがあります。

別表（４関係）

事業区分	助成率	重要な変更	対象経費項目
		経費配分の変更	
1 環境貢献ビジネスモデル検討会の開催費 2 環境貢献ビジネスに関するマーケット調査費 3 間伐材を利用した試作品の製作費 4 間伐材を利用した試作品の試験導入及びモニタリング調査費 5 本取組における環境への貢献指標などの調査費	事業費の1/2以内の助成	事業区分の欄に掲げる1～5の実施した項目において相互間における経費の30%を超える増減	①技術者給 ②賃金 ③謝金 ④旅費 ⑤需用費（印刷製本費、消耗品費、材料費、加工費等） ⑥役務費（通信運搬費等） ⑦使用料及び貸借料（会場、車輛等） ⑧委託料（性能試験、性能調査等） ※事業区分それぞれに当てはまるものとします

平成 20 年 4 月 24 日

全国森林組合連合会

全国森林組合連合会 環境貢献ビジネスモデル事業事務局（担当：富山・田邨）

〔住所〕 〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目1番12号

〔電話〕 03-3294-9715 〔FAX〕 03-3293-4726 〔Email〕 tamura@zenmori.org

〔URL〕 <http://www.zenmori.org/index.shtml>

※ホームページから募集要領や申請書様式を入手することができます。